

## 公契約条例の動向と本市における検討状況

### 1 公契約とは

地方自治体が事業者等と締結する契約（工事、サービス・物品の調達など）。

### 2 公契約条例とは

地方自治体が公契約を通し更なる行政サービスの品質の向上や、労働者の適正な雇用環境の確保等を図るため、発注者である自治体の責務や受注者である事業者の責務等の必要な事項を定めたもの。

### 3 他都市における公契約条例の制定状況

#### （１）制定自治体数

| 区分          | 自治体数         | 制定自治体数    |              |           |              |           |             |
|-------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|-------------|
|             |              |           | 制定率          | 内訳        |              |           |             |
|             |              |           |              | 賃金条項型     | 制定率          | 理念型       | 制定率         |
| 都道府県        | 47           | 10        | 21.3%        | 0         | 0.0%         | 10        | 21.3%       |
| <b>指定都市</b> | <b>20</b>    | <b>3</b>  | <b>15.0%</b> | <b>2</b>  | <b>10.0%</b> | <b>1</b>  | <b>5.0%</b> |
| 中核市         | 62           | 15        | 24.2%        | 3         | 4.8%         | 12        | 19.4%       |
| 特例市         | 23           | 3         | 13.0%        | 2         | 8.7%         | 1         | 4.3%        |
| 一般市         | 687          | 37        | 5.4%         | 11        | 1.6%         | 26        | 3.8%        |
| 町村          | 926          | 5         | 0.5%         | 0         | 0.0%         | 5         | 0.5%        |
| 特別区         | 23           | 13        | 56.5%        | 12        | 52.2%        | 1         | 4.3%        |
|             | <b>1,788</b> | <b>86</b> | <b>4.8%</b>  | <b>30</b> | <b>1.7%</b>  | <b>56</b> | <b>3.1%</b> |

【参考】一般財団法人 地方自治研究機構(2024).「公契約条例」.RILG. [http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099\\_public\\_contract.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099_public_contract.htm), (参照 2024-4-16)

平成 20 年（2008 年）に山形県が制定以降、令和 6 年（2024 年）1 月現在、全国で 86 の自治体が公契約条例を制定済みであり、指定都市では、川崎市と相模原市、京都市の 3 市が条例を制定し、熊本県においても令和 5 年度（2023 年度）から条例が施行された。

#### （２）主な条文構成

各自治体の条例は、概ね「目的」「用語の定義」「基本方針」「発注者の責務」「受注者の責務」という条文構成を採っている。

### (3) 主な類型

各自治体の条例の内容は、条例の本旨から主に次の2種類に大別される。

#### ①賃金条項型

公契約における労働条件の向上（賃金下限規定の設置）を本旨とするもの。（例：川崎市契約条例、相模原市公契約条例）

#### ②理念型

公契約のあり方や目指すべき姿を示すことを本旨とするもの。

（例：京都市公契約基本条例、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例）

両者の決定的な違いは、労働報酬下限額の有無にあり、賃金条項型は次のような労働報酬下限額の条項を有している。

（例）川崎市契約条例

（作業報酬下限額）

第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする

#### 【条例施行後に必要となる主な事務手続き】

##### 賃金条項型

- ・次年度の予算編成前に検討委員会にて検討し、労働報酬下限額を設定。
- ・事業者は下請を含めたすべての労働者に対する賃金の支払状況を記した書類を提出し、自治体は当該書類の内容を確認。

##### 理念型

- ・理念の周知浸透のため、自治体はホームページによる広報や説明会を開催する等、条例の内容を現場の労働者まで周知。
- ・事業者は条例内容の遵守状況を記した書類を提出し、自治体は当該書類の内容を確認。

#### (4) 主な効果と課題

公契約条例を有する自治体のうち、指定都市等、本市と同規模の自治体に対し、調査を実施した結果、主な効果と課題は次のとおりであった。

##### ①効果

###### ・ 適正な労働環境の確保

時間外労働や休日出勤の減少、休暇取得の改善や下請業者の労働環境等の改善につながる等、下請業者も含め、適正な労働環境の確保につながる。

###### ・ 公共サービスの品質の向上

入札契約制度の改善の取組みにより、公共サービスの品質の確保が図られる。また、労働者の意欲が向上し、品質の向上につながる。

##### ②課題

###### ・ 労働者間の公平性

対象となる労働者は公共調達に係る業務に従事する者に限定され、従業員同士の中で不公平感が生じる。

###### ・ 事務負担、経費負担

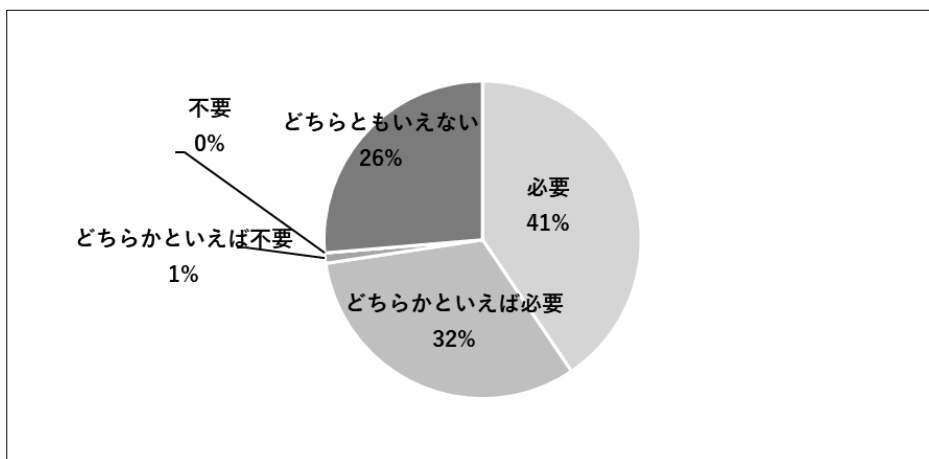
資料作成に係る事務量や人件費が増え、負担となっている。

#### 4 アンケート調査の結果

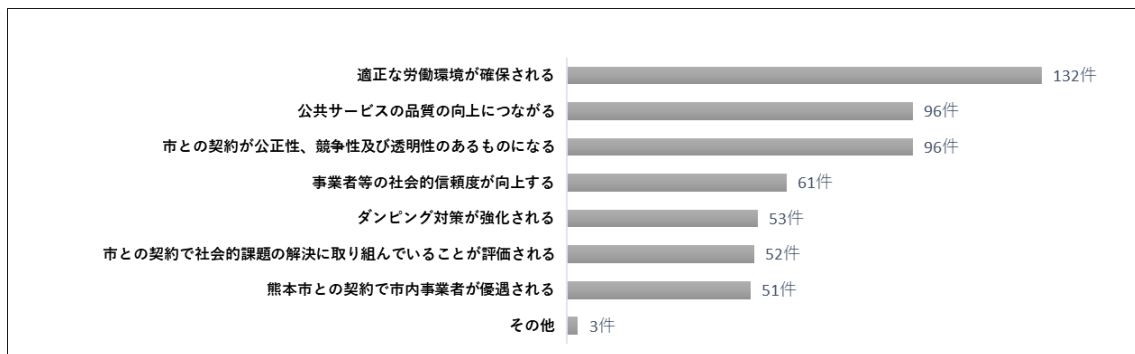
公契約条例の制定にあたり、公契約条例の必要性等に関して、事業者や労働者へアンケート調査を実施した結果、次のとおりとなった。

※調査期間：令和5年（2023年）10月24日～11月17日

##### 【問】 公契約条例の必要性についてどう思いますか。



【問】 公契約条例が制定される場合、どのようなことを期待しますか。



【公契約条例についての主なご意見】

- ・ 事業者等の過度の負担にならないようにしてほしい。
- ・ 書類等も複雑でなく分かりやすい書き方等が明示された様になればいいと思う。
- ・ 報告書類の提出は必要だが、書類内容はできる限り簡略化したもので、事業者の負担とならないことが必須と考える。
- ・ 受注者は既に様々な書類を提出報告協議している上に、さらなる現地調査等が必要な手のかかる書類をつくる労働体制は働き方改革に反している。
- ・ 提出書類の簡素化をお願いします。

5 今後のスケジュール

- ・ 令和 6 年度（2024 年度） 検討委員会の設置・開催（5～6 回程度）
- ・ 令和 7 年度（2025 年度） 条例（案）の議会上程
- ・ 令和 8 年度（2026 年度） 条例施行